



農地を守る・農地を活かす

# 農地中間管理事業

農地中間管理事業は、農業の生産性の向上に資することを目的とし、農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまりのある形で担い手に貸し付ける事業です。

農地を貸したい、農地を借りたい  
そんなときは、お近くの市町村・  
JA・市公社などの地域の窓口に  
ご相談ください。

**市街化区域外の農用地等が対象**

## 農地中間管理事業のしくみ

農地を  
相続したが、  
農業はしない。

高齢で  
農作業が  
できない。

### 農地中間管理機構

- 農用地の借受
- まとまりのある形で担い手へ貸付
- 必要に応じ、土地改良事業と連携

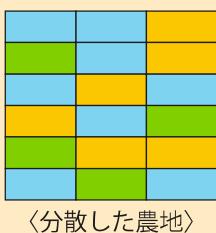
分散した  
農地をまとめて  
効率よく営農したい。

規模を  
拡大したい。

貸出希望者（出し手）

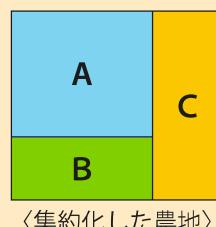
市町村・農業委員会、JA・市公社

借受希望者（受け手）



農地の集約化

農地集約化のイメージ



市町村・JA・市公社の相談窓口は、機構のホームページに掲載しています。

**愛知県農地中間管理機構**

公益財団法人 愛知県農業振興基金

〒460-0003

名古屋市中区錦三丁目3番8号 JAあいちビル西館

TEL 052-951-3288 E-mail nochi@aichinoshinki.or.jp

# 農地中間管理事業手続きの流れ

## 農地を貸したい人

### ① 貸付の相談

- ・農用地等を貸したいときは、市町村またはJA・市公社など地域の相談窓口でご相談ください。
- ・農用地等の場所、貸し借りの条件などを調査・確認させていただきます。

### ② 農地貸出申込書の提出

- ・「農用地貸出希望申込書」を市町村やJA・市公社など地域の窓口で受け取り、記入して提出します。

### ③ 貸借の調整

- ・貸付期間、賃料などの貸付条件を調整します。

### ④ 農地中間管理権の取得

- ・条件が整ったら、市町村の利用集積計画等により農地中間管理権の設定を受けます。
- ・賃料は、毎年8月1日を基準日とし、12月末に指定口座に振り込みます。

## 農地を借りたい人

### ① 借受希望者の申し込み

- ・市町村が策定する「地域計画」の「目標地図」に記載された方（地域の農業を担う方）に貸付けが行われます。なお、地域計画が策定されるまでは当機構の定める貸付先決定ルールに基づく方に貸付けが行われます。
- ・まずは、市町村またはJA・市公社など地域の相談窓口に相談し、地域計画が策定されるまでは「農用地等借受申込書」を提出してください。

### ② 借受予定者の選定

- ・地域の農業委員会、市町村、JA等と協議して、機構の貸付先決定ルールに基づく方あるいは「目標地図」に記載された「地域の農業を担う方」が借受予定者として選定されます。

### ③ 利用権の設定

- ・条件を整え、県より集積計画が同意、促進計画が認可されると、農用地等の利用権が機構から借受者へ設定されます。
- ・賃料は、毎年8月1日を基準日とし、12月に指定口座から引き落とされます。

## 農地中間管理事業を利用するメリット

### 出し手のメリット

- 1 農地中間管理機構（愛知県農業振興基金）は、農地中間管理事業を行うことを目的とした組織として、県から指定された機関であるため、安心して農用地等を託すことができます。
- 2 契約期間終了後は、農地が戻ります。
- 3 要件を満たせば、機構集積協力金の交付を受けることができます。要件等の詳細は市町村へお問い合わせください。
- 4 要件を満たせば、固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の優遇措置が適用されます。

### 受け手のメリット

- 1 農地の規模拡大や農地の集約化により、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
- 2 借入期間中は安心して耕作ができます。  
○ 国の補助金の要件になる場合もあります。  
(補助金の種類により条件が異なりますので、該当の国の補助金担当者にお問い合わせください)



# 機構集積協力金の概要

## 1 地域集積協力金

農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して、協力金が交付されます。

### 【交付要件】

#### (1) 次のいずれか一方を満たすこと

- ・交付対象面積（＊1）の1割以上が新たに担い手（＊2）に集積されること
- ・地域の農地面積に占める、同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること

#### (2) 区分1から3にあっては、機構への貸付面積のうち1割以上を1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地として貸し付けることが必要

（＊1）交付対象面積 対象期間内の貸付面積－再貸付面積－貸付期間6年未満の農地面積

※円滑化からの切替も6年以上の契約期間であれば、交付対象面積にカウントされます。

（＊2）担い手 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③市町村基本構想の水準到達者 ④集落営農組織

（＊3）事業の活用率 累積の貸付面積（6年未満の農地も含む）／地域の農地面積

（＊4）中山間地域 中山間地農業ルネッサンス事業の実施地域

（＊5）農作業委託の場合は、基幹3作業、委託期間10年以上。交付単価は1/2となります。

	農地中間管理事業の活用率（＊3）		交付単価/10a（＊5）
	一般地域	中山間地域（＊4）	
区分1	40%超50%以下		1.3万円
区分2	50%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円
区分5		80%超	3.4万円

## 2 集約化奨励金

農地中間管理機構からの転貸又は農地中間管理機構を通じた農作業受託により、農地の集約化を図る場合に、地域に対して奨励金が交付されます。同一年度内で「地域集積協力金」との重複交付が可能です。過去に「地域集積協力金（集約化タイプ）」の交付を受けた農地は対象外です。

### 【交付要件】

#### (1) 一般タイプ 次のいずれかの要件を、目標年度（事業実施年度の翌々年度）までに満たすこと

- ・同一耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が目標年度までに10ポイント以上増加すること
- ・同一耕作者が耕作する1団地当たりの平均面積が目標年度までに1.5倍以上となること  
※同一耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域に限る

#### (2) 受け皿準備タイプ 次の要件を目標年度（事業実施年度の3年度後）までに満たすこと

- ・同一耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の増加と一体的に取り組み、目標地図において、農業を担う者が位置付けられていない農地の団地化に取り組む場合
- ・農業を担う者が位置付けられていない農地の耕作者が耕作する1ha以上（1団地の上限4ha:中山間地域は2ha）の団地面積の割合を目標年度までに10ポイント以上増加し、当該団地を目標年度までに引き受け手に転貸することが必要。

	地域の団地面積の割合	地域の1団地当たりの平均面積	交付単価/10a
区分1	10ポイント以上増加		1.0万円
区分2	20ポイント以上増加	1.5倍以上増加	3.0万円

注：農作業受託、農業を担う者が位置付けられていない団地の場合、交付単価は1/2となります。



# 農地中間管理事業Q & A



## Q1 地域計画とは。

- (A) 農業者や地域のみなさんの話し合いを作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図です。農地の効率的利用のため、耕作者ごとに集約した「目標地図」を作成します。市町村が取りまとめ、令和7年3月末までに公告します。機構はこの「目標地図」を基に地域計画に沿った農地の貸し借りを進めていきます。

## Q2 機構はどんな農用地等でも借り受けてくれるのですか。

- (A) 「農用地等として利用困難な場合」や「受け手が見込まれない場合」など貸し付ける可能性が著しく低い場合は借り受けできません。

## Q3 農用地等の賃料金額はどうなりますか。

- (A) 当該地域における整備状況等が同程度の賃料を基本としています。水利費の負担やあぜ草刈り管理等の調整もありますので、その地域における通例を参考にして定める金額となります。

## Q4 農用地等の賃料はいつもらえますか。

- (A) 機構が借り受けた農用地等については、8月1日を基準日とし、賃料はその年の12月末までに指定された口座に振り込みます。

## Q5 農用地等を貸す場合、貸付期間は10年でなくてはならないのですか。

- (A) 貸付期間は10年以上が望ましいですが、出し手、受け手の事情によりそれ以外の期間で設定も可能です。しかし、事業の目的である、農業の生産性向上のために、貸付期間はできるだけ長くなるようご理解をお願いいたします。

## Q6 貸し付けた農用地等の契約途中の解約はできますか。

- (A) 受け手との話し合いによる合意により、契約の途中でも解約ができます。(合意解約)

## Q7 契約期間中に出し手が死亡した場合の手続きはどうなりますか。

- (A) 市町村またはJA等へ所有者変更後の登記事項証明書または遺産分割協議書を添えて、名義変更届(様式E1)をご提出ください。様式E1については基金のホームページにも掲載しています。

## Q8 農用地等を預けた場合の固定資産税のメリットはありますか。

- (A) 所有する全農用地等(10a未満の自作地を除く)を单一年度内に新たに、①農地中間管理機構に15年以上の期間で貸し付けた場合には5年間、②10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には3年間、固定資産税が1/2に軽減されます。

## Q9 農地中間管理事業について、どこに相談すればいいですか。

- (A) 農用地等のある市町村の農林水産窗口、JAの営農相談窓口または市公社にご相談ください。また、事業全般については愛知県農業振興基金(052-951-3288)にお問い合わせください。